

# ごみゼロ運動の開催中止について

## 【令和3年度愛西市ごみゼロ運動について】

毎年11月に実施している「ごみゼロ運動」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加者および関係者の健康と安全面を配慮し、昨年度と同様に令和3年度も開催を中止とします。ご理解のほど、よろしくお願いします。

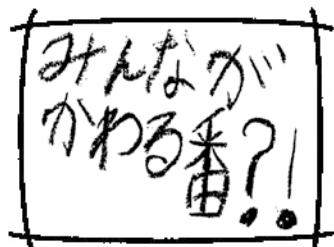
## 【美しい街づくりのために】

美しい街づくりは、市民一人ひとりが街を汚さないようにし、ごみを拾うことよりも捨てない心を養うことが必要です。道路や公園に散乱しているごみは、地域の美観を損なうばかりでなく、快適な生活環境にも少なからず影響を与えることになります。今後も愛西市の美化運動にご協力をお願いします。

## 【私有地の不法投棄について】

私有地に不法投棄をされているのを発見した場合は、津島警察署へ通報してください。土地所有者または管理者は、管理責任があるため、適正に処理する必要があります。防犯カメラの設置や草を刈るなどして、不法投棄をされないための環境づくりを行うことが大切です。

問 環境課 ☎(55)7114



### 自治基本条例とまちづくり⑯

7月号では、第23条～第25条(将来ビジョン等の策定、情報公開、行政手続)を紹介しました。

今回は、第26条～第31条(選挙、企画立案等)について紹介します。



#### (選挙)

第26条 有権者は、主権者としての権利行使するため、選挙により、市民の代表者である市長と市議会議員を選出し、市政運営を信託します。

第27条 市長及び市議会議員の候補者は、選挙にあたり、市政に関する方針や政策をわかりやすく市民に示します。

#### (企画立案等)

第28条 市民は、総合計画等の企画立案の過程において、積極的に参画します。

第29条 市長等は、総合計画等の企画立案の過程において、市民に対して正確でわかりやすい情報を積極的に提供し、青少年等や各世代の意見を聴く機会を設けます。

第30条 市議会議員は、議会の場において議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行います。

第31条 市長等は、多様な政策課題に適切に対応していくため、政策形成能力の向上に努めます。

市民の皆さんのが市政に参画いただけるよう、広報紙や市ホームページなどで様々な情報を提供しています。また、市が総合計画などの企画立案を行う際には、市民アンケート調査やパブリックコメントなど、市民の皆さんのが参画できる機会を設けています。こうした機会を活用して市政に参画しましょう。

問 市民協働課 ☎(55)7113